

多文化社会のスクールソーシャルワーク

馬場幸子（東京学芸大学）

只今ご紹介いただきました、東京学芸大学の馬場と申します。東京学芸大学ではソーシャルワーカー、社会福祉士の養成に携わっております。それと同時に3年ほど前から本学ではスクールソーシャルワーカーの養成も始めまして、今年度も5名ほどスクールソーシャルワーカーの実習をこの近辺の自治体でさせていただいています。本日は「スクールソーシャルワーカーとは何？」というあたりのお話と、それからアメリカでの話も含めて、外国人の子どもさんに対する支援についてお話をさせていただき、スクールソーシャルワークの実践の部分は梶谷先生のほうにお願いするという形でしたいと思っております。

1. 学校内で起こっていること

まずはスクールソーシャルワーカーが配置されるようになった背景の部分から、お話をさせていただきたいと思います。今、皆さんもご存じのとおり、学校の中ではいろんな問題を抱えています。例えば、いじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊、授業参加困難などがあります。いじめの問題に関しては、いじめをきっかけとした自殺や、いじめがもとで殺人に至ってしまったという事件も最近何度も起こっています。いじめ防止のための法律などもできました。一方不登校の方を見てみましょう。90年代からのグラフをここ（PPT2）に表しました。1980年代ぐらいからでしょうか。当時は「不登校」というよりは「登校拒否」であるとか、「学校恐怖症」だとかいう言い方をしていた時もありました。不登校は90年代にどんどん増えていきました。2000年に入り、割合としては横ばいですが、減ることはなく推移してきている。2013年度の統計を見ますと、中学生で9万人です。10万人近くが、不登校に陥っているという現状があります。

それから校内暴力。昭和50年代、中学校ですと校舎の中をバイクが走り回って、ガラスがバンバン割れてというような、そういう時期がありました。平成になってその手の校内暴力は減ってきたといわれていたんですけども、2000年ぐらいからまたちょっとタイプの違う校内暴力が増えてきていると聞いています。他にも、学級崩壊だとか、授業参加困難とか色々ありますが、学校の中で起こっている様々な課題を学校の中だけで対応するのはやはり難しい。理由の1つはその子どもたちが通ってきている家庭ですね。見てみると、家庭の中でも沢山の課題を抱えている子どもさんがいます。児童虐待、家庭内暴力、両親の不和、親の精神疾患、介護問題、経済的困難となどがあげられます（PPT3）。例えば介護問題です。小学生のうちはまだあまりないかもしれませんが、中学校・高校ぐらいになると、お父さん、お母さんがおじいちゃん、おばあちゃんの介護をしなければならなくなる。お父さんはちょうど会社などで中堅になりなかなか家に帰って来ることができない。お母さんはパートをしながら空いた時間におじいちゃん、おばあちゃんの世話をしている。

そうすると、お父さんもお母さんもくたくたに疲れていて、子どものことをほったらかしにするつもりはないけれども、結果的になかなかきちんとかかわってあげられないという状況が生まれることもあります。

児童虐待の件数を見ても平成 25 年（もうすぐ 26 年の速報値が出るかと思いますが）には、73,000 件、正確に言うと全国の児童相談所に 73,765 件の児童虐待関係の相談が行われています。この件数ですが、グラフを見ていただくと本当にうなぎのぼりになっているのがわかると思います（PPT4）。児童虐待の件数の統計を取り始めたのが平成 2 年、1990 年です。その時には児童虐待の相談は 1,100 件しか児童相談所に寄せられていなかったのですが、20 数年経ち、70 倍近くになっています。これは虐待行為そのものが 70 倍近く増えたのかというと、そうとも言えません。2000 年には「児童虐待防止法」というものができました。それをきっかけに「児童虐待を見聞きしたら、疑ったら通報しないといけないですよ」という社会的な認知が高まって、以前よりも相談がされやすくなったということもあります。グラフを見ていただくと、平成の 12 年が 2000 年です。平成 11 年が 11,000 件、平成 13 年が 23,000 件、この 2 年間で 2 倍にも通報が増えているのです。これは 2 年間で虐待行為が 2 倍に増えたというわけではなく、やはり社会的な認知が高まったのではないかと思います。それにしても虐待問題という深刻な状態がずっと続いていることには変わりがありません。虐待というのは家庭内で起こることで、主にはお母さん、お父さんの養育が適切でないということです。お父さん、お母さんによるひどい行為だからということで、お父さん、お母さん、家庭を責めればそれでどうにかなるかということ、そういう問題でもありません。

今、子育てをしにくいという社会問題があります（PPT5）。都市化に伴い地域コミュニティが脆弱化してきているというのは長年言われてきていますし、少子高齢化・核家族化に伴って、地域で親が孤立してしまうこともたびたびあります。例えば、地方で出会って結婚し、転勤に伴って東京に出てきてアパート暮らしをする。夫のほうは会社で夜まで帰ってこない。妻、お母さんは幼い子どもと 2 人で向き合っただけでアパートにずっといる。近くにママ友といわれる人たちもいないし、頼れるおじいちゃん、おばあちゃんがいるわけでもないし、という中で行き詰ってくる、孤立していくというケースはたくさんあります。それと同時に 2007 年にはリーマンショックがありました。長らく続いている経済の低成長の影響を受けて、生活保護受給家庭もどんどん増えています。過去最高を更新し続けているという状況があります。2004 年からの数をここに挙げています（PPT6）が、今年、217 万人以上の生活保護受給者がいるという状況があります。

こういう風に見てみますと、学校の中で何かしら子どもが課題を抱えて問題行動を起こしている。そういう場合に子どもの問題だけに焦点を当てていても、解決ができないのです。もしかするとその子どもには発達障害という課題、課題というか特性を持っているかもしれないですが、発達障害という特性があれば必ずこういう問題行動を起こすというものでもありませんね。もしかすると発達障害があるということで、親御さんが育てにくい子

だと養育に苦勞しているかもしれません。養育に苦勞していき詰ってしまう。余裕がなくなってきたときに児童虐待になる。子どもに手をあげる、罵声を浴びせるといった身体的虐待あるいは精神的虐待ということが起こる可能性があります。

なぜそういうことになってしまうのか。「ひどい親だから」で済むのでしょうか。もしかするとその家庭では父親が失業してしまい、50代近くになって再就職が難しい状況で、家でお酒を飲んでお母さんにあたる、子どもにあたるという現象が起こっているかもしれない。そうなるも母親も子どもも、両方とも非常にストレスの高い状況に置かれます。父親が失業に至ってしまったのはなぜなのでしょう。怠け者で働かないからやめさせられたわけではなく、働いていた会社、工場が倒産の危機にあり、リストラにあってしまったということも大いにあり得ます。リストラになるのは、やはり経済成長の問題だったり、地域の衰退だったりということが影響をしているかもしれません。それから失業者に対する手当、補償の不備の問題もあります。こういう風に色々なものが重層的にかかわって子どもに影響を与えているわけです。こういうものの見方をソーシャルワークの領域では、「エコロジカル視点」とか「生態学的な視点」と呼んでいます (PPT7)。ソーシャルワーカーは、こういうものの見方をするわけです。このような状況の中、文部科学省は2008年にスクールソーシャルワーカーの活用事業を始めました (PPT8)。いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の問題や児童生徒が抱える心の問題は複雑化かつ多様化している。学校の中だけではなく、家庭や学校外の専門機関との連携が必要であり、協働しながらシステムづくりを行う専門家が重要だということで、その専門家としてスクールソーシャルワーカーが配置されるようになりました。

2. スクールソーシャルワーカーの役割

そして、文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業が始まった時に、スクールソーシャルワーカーに求められる役割としてこの5つが示されました (PPT9)。現在も大抵の自治体ではこれをベースにスクールソーシャルワーカーが仕事をしているはずです。問題を抱えている児童生徒がおかれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整、そして学校内におけるチーム体制の構築支援等々です。ソーシャルワーカーの視点を改めて申し上げますと、問題は人と環境との交互作用で生じるということです (PPT10)。子どもの内面に、中に問題があるという見方ではなく、人の持っている要素と環境の要素が合わさってそこに不適合が生じたときに問題が生じるのだというふうに捉えています。そして、問題を解決するためには、人と環境との関係性を改善することが必要ですという捉え方をします (PPT11)。支援をする人はその人と、その人を取り巻く人や組織の特徴をよく理解し、その上で必要な支援を行います。当事者、この場合であれば親子は支援を受ける過程において、自分のことや子どもが置かれている状況などを少し客観的且つ冷静に振り返ってみることができるようになる。そしてソーシャルワーカーさんが支援してくれる(社会資源につなげてくれる)ので、助けてくれる人、相談できる相手、

相談できる組織を周りにたくさん持つことができるわけです。そうすることによって、当事者の人たちは自分の問題解決力を高めていくことができるようになります。ソーシャルワーカーは当事者の代わりに問題を解決するわけではなく、その人たちが問題を解決できるようにサポートしていくという役割を担っています（PPT12）。人と環境の関係性を改善し、生活上の困難を抱えている本人やその家族が自ら解消する能力を高めるように支援していく、というのがソーシャルワーカーの役割です。これはスクールソーシャルワーカーであれ、医療ソーシャルワーカーや色々な領域で働いているソーシャルワーカー、どの領域のソーシャルワーカーにでも言えることだと思います。

そして、私はよくこの 3 つのポチで書いていることをソーシャルワーカーの主な仕事です、という説明をさせていただいています。社会資源とつなぐ、社会資源を調整する、構築する、そして本人やその家族の代弁をするということです。具体的に言いますと、例えば今、社会では貧困家庭のことが問題になってきています。経済的にとても苦しい状況にあるのに、何も支援を受けていない家庭があります。その場合、福祉事務所というところに行けば、生活保護をもらえるかもしれません。生活保護をもらうほどの経済レベルではないけれども生活が苦しいという場合に、もしかすると就学援助、学校で必要なものを買うためのお金をサポートしてくれる制度を使えるかもしれません。その場合には教育委員会に申請する必要があります。あるいは今年度から「生活困窮者自立支援法」に基づいた「生活困窮者自立支援事業」というものが各自治体で行われています。その中で使えるものがあるかもしれないから、ちょっと一緒に聞きに行ってみましょうか、という形で何らかのサポートに繋げていくということもソーシャルワーカーができることです。

社会資源を調整すること。例えば子どものことでは児童相談所、あるいは東京ですと子ども家庭支援センター、ほかの自治体ですと家庭児童相談室というように繋がっている。ここに行ったら支援を受けられるからねとか、あるいはここのご家庭がちょっと大変なので、支援してくださいという形でつないではある。けれども、親御さんがあそこの職員がなんだかんだと言って、嫌がって行かない。あるいは学校と関係機関との関係があまり良くなって、うまく意思疎通ができていない。そういうような場合に、スクールソーシャルワーカーが間に入って、お互いの話を聞いて、うまくコミュニケーションが取れるように仲介をするというようなことも調整の中に入ってくると思います。

構築する、社会資源を作るということでは、例えば、不登校の子どもさんが学校に行きたくない、あるいは行けないということで、お家に閉じこもっている。そういう場合、学校の先生であれば、恐らく適応指導教室に通うことを勧めるでしょう。適応指導教室というのは、教育委員会を通じて子どもさんが通えるようになっているところです。適応指導教室にもあまり行きたがらない子どもさんもいます。そうした場合、ほかにどこに行けるかという、最近ではフリースクールが各地にたくさん出てきています。ただ、どうでしょう。この近辺であれば近くにフリースクールもあるかもしれませんが、地方に行くと、あるいは東京でも中心部から離れていきますと、近くにはありません。行こうと思うと、自

転車で駅まで出て、電車に乗って（場合によっては乗り換えて）、また歩く可能性もあります。つまり、家に閉じこもっている子どもさんが、フリースクールに行こうと思ったらかなりのエネルギーが必要であり、結局あまり役に立たない、ということにもなりかねません。そういう場合、そんなに遠くでなくても、家の近所の公民館に掛け合うことも可能です。「週に1回午後3時間でもいいですから、不登校の子どもさんが家にいないで時間を過ごせる場所を確保したい」と公民館に掛け合っ、部屋を開けてもらうことも1つの社会資源作りです。不登校の子どもさんがいる場所を確保するというソーシャルワーカーの役割になる場合があるのかな、と思っています。

また、本人やその家族の代弁をすることもソーシャルワーカーの仕事です。例えば外国人の場合、言葉がうまく通じないから他の人が代わりに言うということも必要です。日本人の方でも先生に向かって何かを言いにくいなどということがあります。言おうとすると、とても攻撃的になり、本当に言いたいことがきちんと伝わらないという親御さんもいます。そういう場合、代わりに、あるいは一緒に話をするというようなこともあると思います。

3. スクールソーシャルワークの支援と展開

そういうわけでソーシャルワーカーはつなぐ、調整する、構築する、代弁するという役割がとても大きいということをよく言わせていただいています。このような役割をどんなふうにしていくのかな、それらがどう展開されていくのかなということがわからないと、なにか腑に落ちないところもあると思いますので、典型的なスクールソーシャルワークの展開過程をお話します（PPT12）。まずスクールソーシャルワーカーが、学校から相談を受けるところから始まります。その際、スクールソーシャルワーカーさんの携帯に直接電話がかかってくるという自治体は少ないと思います。たいていの場合は教育委員会がスクールソーシャルワーカーの窓口になっていて、事務所などに電話がかかってきます。電話がかかってくるのも大抵の場合は学校からだと思います。保護者から直接連絡できる自治体もあると思いますが、たいていの場合は学校から、「うちの学校の何年生の何とか君がこれこれこういう状況でちょっと困っていて、スクールソーシャルワーカーに支援してもらいたいのですけれど」、というような電話がかかってくる、教育委員会の担当方からスクールソーシャルワーカーにここに行ってくださいという連絡が行きます。でもその段階ではごく簡単な情報しかありません。支援を始めるにはもうちょっと詳しい情報が必要なので、「では、ちょっと学校に行ってお話を伺ってきます」というような形になります。学校に行き、先生や本人、保護者やすでに関わっている他の人たちがいれば、スクールカウンセラーや関係機関の人などとも話をしながら、どういうふうに支援したらいいかを考えます。たいていの場合、スクールソーシャルワーカーは単独で仕事するというよりは、学校内外の人たちと連携しながら一緒に仕事をしていきますので、どういうふうにこの子を支援したらいいのかという作戦を会議で練るのです。それをケース会議とよんでいます。ケース会議には色々な立場の方が出席しているので、情報を確認、共有する。その上で、今この

子どもがどういう状況にいるのだろうか、ということが多角的にアセスメントする。専門用語で言っていますが、見立てをするのです。見立てに基づいて「今、こういうような状況だ。じゃあ、その状況をどういう状況に持っていけるといいのかな?」、と目標を立てます。その目標に近づいていくために、色々な人たちが色々な立場で協力をしながら、役割分担をしながら仕事をしていきます。ソーシャルワーカーがすること、カウンセラーがすること、担任の先生がすること、養護教諭がすること、地域の方々がすること、それぞれ違うと思いますが、ばらばらにやっていると收拾がつかなくなります。だから、お互いに同じ目標を掲げて、「どうやって行こうか」と一緒にやっていくわけですね。状況を多角的にアセスメントするとはどういうことなのか(PPT14)。例えば不登校を例にとつて言えば、不登校の背景に何があるのだろうと考えていきます。子ども本人にどんな特性があるのか、家庭はどのような状況なのか、友人関係はどうなんだろうか、教員との関係はどうか、カリキュラムや学校制度に問題はないのか、学校の支援体制や地域の支援体制はどうなっているのか。そういうところを色々な側面から見ていくということを状況を多角的にアセスメントと呼んでいます。この時に、いろんな問題状況が見えてくると思うのですが、私はいつも「問題ばかりではなくて、ちゃんと強み、いいところも見ましょう」ということを強調しています。

不登校を一つとっても、本当さまざまなのです。

たとえば例1(PPT15)、小学校4年生の男の子でいじめられたから学校に行くのが嫌だと言っています。本人は発達障害ではかの子との疎通性に困難がある。今、学校と保護者が対立関係になってしまっています。学校側は保護者が子どもの障害を受け入れていないというし、保護者は学校での支援体制が整っていないと言って怒っている。いじめたとされた子どももなかなか複雑な家庭で育っていて大変な状況にある。

例2(PPT16)、いわゆるネグレクト傾向にある家庭の子どもさんで、食事もきちんと作ってもらえないし、朝学校へ送り出してもらえていない。そういう状況できょうだいも不登校に陥ってしまっている。おうちがゴミ屋敷状態になっているという場合もあります。

例3(PPT17)、外国人世帯の方で外国人学校に入れる経済的な余裕がなく、両親とも夜遅くまで就労しているという中で、公立学校に通っている。けれども、勉強についていけないし、疎外感も感じるし、学校から足が遠くなっていく。親御さんも(学校に)行きたくないと言うならいいかなというので、不登校状態に陥っている。

例4(PPT18)、非行傾向にある女の子です。家出やや夜間徘徊などの行動があり、校則違反が常習化して、先生とも対立しているし、親への反発もしている。その結果、居場所はどこにもなくなり、繁華街に出歩いていく。そうするとやはり性被害の問題なども心配になってきます。自己肯定感も低く、自暴自棄に落ちているという状況がありますが、学校では非行ということで生徒指導の対象になって怒られ、指導はされるけれども支援の対象には上がってこない。

このように色々な不登校なタイプがありますので、十把一絡げに不登校の場合にはこう

したほうがいいでしょう、などということはいえない。それぞれ個別のニーズに合った目標設定をして、支援方法を考えて、支援していくが必要になってきます (PPT19、20)。子どものことだけではなくて、家族全体を視野にいれて、環境としての家族がどのように子どもに影響を与えているのか。それをアセスメントすることも必要だし、学校がどういう状況にあるのか、学校へのアセスメントというものもします。そして、学校が家庭支援の視点を共有できるようにスクールソーシャルワーカーが働きかけたり、一緒に関係調整、コンサルテーションを行ったりします。これは相手が外国人の生徒であっても、日本人の生徒であっても言えることだと思います。

スクールソーシャルワーカーはいろんな社会資源、関係機関を知っています。ここで例に挙げているのは (PPT21)、ある年の半年の間で、スクールソーシャルワーカーが訪問した機関ですが、大量にあるので、全部は書き上げられず、一部を上げています。このように色々なところを知っているので、ケース会議などの時に「こういうところを使えるのではないか」というような提案をしたり、一緒にそこに出向いてみてくれたりというようなことがあります。ここで上げているものの中でいえば、国際交流協会とか、文化学習ネットワークとかが、外国人の方々に対応するときに使った機関なのだと思います。

4. 外国人家庭の課題

ここで少し学齢期の子どもさん、外国人の学齢期の子どもさんの中でよく生じてしまっている課題をひとつあげるとするならば、子どもへの教育ネグレクトだと思います (PPT22～28)。子どもが学校にきちんと登校できていないという状況です。児童虐待には4種類ありまして、身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、それにネグレクトというのがあります。ネグレクトというのは通常きちんと食事を与えてもらっていないとか、衣服をちゃんと洗濯してもらえないとか、そういうことを言うのですが、病院に連れて行ってもらえない医療ネグレクトとか、学校にちゃんと行けるようにしてもらえていない、あるいは学校に行くことを禁止されている教育ネグレクトなどもあります。教育ネグレクトというのは、保護者が子どもに教育を受けさせる義務を果たさず、学校に行くことを禁じていたり、きょうだいの子守をさせていたりするようなことを言います。しかし、在日外国人の方の場合、制度上の問題も多くて、それが結果的に教育ネグレクト状態を引き起こしてしまっていることがあります。

まず、日本は国連の子どもの権利条約にも批准していますし、それ以前に1979年に国連人権規約にも批准しています。ですから、外国人であろうとなんだろうと子どもが教育を受ける権利を保障するという義務があるわけです。ところが、日本の憲法でいう義務教育は外国人には適応されていなくて、外国人は日本の学校法に定める学校—公立学校に通う義務はないとされています。したがって、「来たければ来ていいですよ」「どうぞ来てください」という案内は出すのですが、特に取組の進んだ地域でなければ、十分なサポートが保障されていないわけです。子どもは日本語が十分に理解できないために、学校でお客さ

ん状態になってしまったり、いじめられたりして、学校に行く気持ちが萎えてしまう。たとえば親も出稼ぎを目的に来ていらっしゃる場合、学歴がそれほど高くないで、教育の意義というものを十分に認識しきれていない場合だと、子どもも行きたくないと言っているし、小さい弟妹もいるのだからということで、通わせていない。あるいは外国人学校に入りたいけれど、お金がかかって無理だという状況で、どうにもならず不就学の状態になってしまっているということもあります。結果としての不登校・不就学です。

それから教育制度の問題だけではなく、労働条件の問題もあります。外国人の労働条件改善への課題意識が社会全体として欠如しているのではないかなと思います。ちょっと前ですけれども、2010年に経団連がこういうことをいっているのです。「日本経済が長期にわたり低迷する中で、日系人などの外国人が職を得られる背景には、日本人、特に若者が働きたがらないという現実がある。」これは、どういうことかという外国人が、いわゆる3Kの仕事で差別的な賃金でさせられている現状が、問題視されていないということです。外国人の就労は非正規雇用が多く、生活が安定しないで居住地を転々するということが多く生じています。転居するたびにちゃんと転居届を出してくれればいいのですが、出さないとどこに行ったかわからない、行政が把握できないので、就学案内がなされないまま、子どもがどこに行ったかわからない状態になっていることもあります。また、親が長時間労働をしていると、子どもを乳幼児期から長時間どこかに預けないといけないということになります。ところが、通常の保育所では時間が短い、朝早くから夜遅くまで仕事していたりすると夜の時間どうしたらいいんだということになるので、同じ国同じ地域同じ言葉を話す人たちが、集まって無認可の保育所を開いているというところもあります。そういう努力は素晴らしいと言えるのですが、そこで話されている言葉はその国の言葉なので、日本で生まれているにも関わらず小学校に上がるまで日本語に十分に触れていない、入学する段階からすでについていけない状態ができてしまっている場合もあります。それから、学校に通い始めた場合、学童保育も5時ぐらいまでしかやっていないので、どうしたらいいのかという状態になってしまいます。そのように制度が整っていない中で、親が子どもの教育に対するモチベーションを維持するのはものすごく大変なことだろうと思います。

ただ、親にも要因がある場合もあります。定住するのか帰国するのかが定まらないまま、お金がたまったら日本から母国へ帰るつもりで、初めは例えば3年ぐらいで、子どもにも3年ぐらいしたら帰るからねと言っていたら、4年、5年ずると伸びてしまった。でも子どもはそのうち帰るのだと言われているから、日本語なんか勉強しなくて良いのだと思って、あまり勉強に身が入らない。日本語を勉強しないのであれば、母国のことを母国語で何かしらやっているかという、それもできていない。結局日本語でも母国語でもその年代に必要なことを学ぶことができていなくて、どちらの言語でも学力がつかないというような状況になってしまう場合があります。色々な要因がありますが、いずれにしても不就学であることによって、子どもが知る権利、学ぶ権利、人格形成の機会が喪失して

しまいますし、それから自分の文化についてきちんと学ぶ機会がなければ文化的なポテンシャルが生かされないこともあります。社会的に孤立し、大きくなった時に市民として、納税者として、きちんと生活していくということができないまま貧困の再生産が生じてしまうこともあります。

5. アメリカの状況から

ここで、少し話が変わりますが、アメリカの例をお話しさせていただきたいと思います。アメリカで起こっている問題というのは日本でも共通する部分がたくさんあると思われれます。それから、今後日本で外国の方がさらに増えてきた時に生じるだろう課題を先取りしているとも言えるので、それを取り上げさせていただこうと思います。

みなさんご存知のように、アメリカというのは移民の多い国です。日本にいるとなんかアメリカって多民族国家で、多言語国家で、多様性があって、色々な多言語に対応しているサービスがあっていい話ばかり聞いている方もいらっしゃるかもしれません。私自身アメリカに9年間所属していて、そうでもないなという面も見てきました。アメリカ国内では、民族間でマジョリティとマイノリティ、多数派、少数派の差というものがありますし、アメリカは英語が主言語として、ヨーロッパ系白人が優遇されているという見方をしている人たちもアメリカ国内にはたくさんいます。そんな中、今中南米からの移民がすごく増えてきていて、その対応に課題を抱えています。ここ（PPT29～31）にラティーノって書いてありますけれども、これは中南米からきているラテン系の特にスペイン語を話す方々のことです。現在アメリカの人口の12.5%が外国で出生している。つまり移民です。そのうち54%がラテンアメリカから来ている。ニューヨークとかシカゴとか、ロサンゼルスとか大都市に移民の人が多いは確かですけれども、近年ではこれまで移民の人が少なかった小さな町とか田舎にも、労働の機会を求めてラティーノが増えてきています。そういった地域は新興地域と呼ばれています。新興地域にはこれまでそういう外国から来た人たちがいなかったの、スペイン語でサービスを提供してくれるところがまだ少ない。ラティーノのニーズに応えられる基盤が整っていないわけです。英語のほかにスペイン語を話し、書くことができるメンタルヘルスサービス提供機関とか、通訳の人が限られている。また、そういう地域に働きに来ている人たちというのは低所得で、医療保険がない場合が多いです。そうすると医療へのアクセスがすごく困難な状況になるのです。統計的に見ても英語を話さないラティーノは英語を話せるラティーノに比べてメンタルヘルスサービスの利用が少ないことがわかっています。その要因は色々あります（PPT32）。例えば先ほど申し上げたように、その基盤が整っていない、サービス提供機関がない、あるいは保険がないから利用できない。あるいは言葉がわからないから、英語で専門用語を言われたってわからないとか、あるいはスペイン語であっても読み書きができない方もいます。それからメンタルヘルスサービスを受けることに偏見がありスティグマが伴う。あるいは文化を考慮したケアをしてもらえないので行きたくないという場合もあります。一方で移民の方の多く

はアメリカに移住してくるにあたってさまざまな困難を経験していることがあるのですね。親子が離れ離れになってしまったり、出身国で政治的な暴力にあっていたり、それがトラウマになっていることもあります。それで本当はサービスが必要とされているのですけれども、それを受けられていない。

一方子どもに視点を当てます（PPT33～）と、現在アメリカの子どもの5人に一人がラティーノですが、ラティーノの子どもの61%が貧困家庭にいるという状況にあります。保険に入っていないくて、健康状態があまり良くないという子どもが非常に多い状況にあります。そして養子縁組されている、実の親に戻されることなく長期間里親家庭にいるラティーノの子どもがたくさんいます。

もう少し詳しく見てみますと、ラティーノの子どもは白人の子どもに比べてメンタルヘルスサービスを受ける割合がすごく低いですね。子どもの特質が親の養育能力とか養育するうえでのストレスに非常に影響します。親が子どもを虐待したということがあると、アメリカの場合すぐ親子分離をしてしまうのです。親子分離になると、親が自動的にペアレンティングのクラスに入れられます。きちんと養育できるようにトレーニングを受けさせられるわけですがけれども、子どもに精神疾患がある、メンタルヘルスに問題があるのに、何の治療も受けていない。いくら親がペアレンティングのスキルを高めようと、それだけでどうにかなるものではない。そういう状況もあります。

他に色々な事が挙げられています（PPT36）。親の不安だとか、アメリカへの移動によってこれまでもっていたサポートシステムがなくなってしまったとか、アメリカと母国との育て方、育児の仕方が違うのでなかなか適応できないなどです。その一方で社会正義の視点から制度上の不平等があるのではないかという見方もあります（PPT37～39）。児童福祉システムの運用、地域資源の配分に問題がある。ラティーノの家族が使えるサービスがないではないか。ラティーノの文化を理解してくれない。文化にあったサービスを提供してもらえない、そのサービスを利用してもワーカーさんと良い関係がつかれないし、アセスメントもきちんとしてもらえない。勝手な思い込みで、この親はきつこうに違いないという風な形で、きちんとした治療をしてもらえない、あるいは治療における選択肢が少ないとか色々なことがある。機関の中では英語を話す人と、スペイン語を話す人との職員同士のコミュニケーションが十分できていない。あるいは他のところに紹介したいのだけれど、紹介できる場所がないということもあります。更にいうと、マイノリティへの抑圧、差別の歴史、それが脈々と続いているんだと言っている人達もいます。

色々ありますが、結局のところ言葉の問題がすごく大きいですね（PPT40）。成人移民の72%が英語に不自由があるという状況にあります。アメリカでは、英語が十分に話せない人に対して言語サービスのアクセスを保障するということが、行政命令で行われています。それからサービスのアクセスに差別を生じさせてはいけない、人種とか、出身国とか、肌の色によってサービスへのアクセスに差別を生じさせてはいけないという法律があります。しかし、そのための財源保障がされていない。ですから行政命令でいくら言っても、

実際にはきちんとされていないという説明責任の問題が生じています。

それにより今アメリカでは、バイリンガルによるソーシャルワーカーが必要なのではないかと強く言われています (PPT41~44)。英語と、ラティーノの方であればスペイン語が話せるということが必要だけでも、ただスペイン語が話せるだけでなく、専門用語がきちんと分かる人ではなくてはいけなく、そして十分なスキルを持っていないといけない。両方の言語はできるのですが、勝手な思い込みで話してしまう看護師さんもいますし、言語の壁を超えるということへの難しさを、サービスを提供する側が十分に理解していない場合もあるそうです。細かいニュアンスや感覚、感情を第二言語で伝えるのは凄く難しいことなのです。ラティーノの人が英語で話そうとしてもなかなか十分に表現しきれない。そういう中で身体症状として、それが表れてきてしまうこともあります。バイリンガルソーシャルワーカーは、読む、書く、話す、専門用語の知識をもっているということは重要なのですけれども、それ以上にクライアントの視点で見る、視点で考えるということが重要なのだらうと思っています。

日本ではまだまだバイリンガルのソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーさんはいないと思いますが、外国語を話せるということよりも、その相手の視点で見るとか、理解するというのをきちんと意識してできるということが、ソーシャルワーカーにはすごく大切で、通訳と一緒に入ってソーシャルワーカーと一緒に仕事するのもそれは構わないと思います。シンプルな言葉を使って通訳の正確さをその都度確認しながらする。言語力だけではなくて、コミュニケーション力とか、互いに言わんとすることが伝わっているのかということを確認し合うことが重要であると言われてしています。

アメリカではバイリンガルソーシャルワーカーの養成なども大学院レベルで行われつつあります。日本でもいずれは、そういうものが始まればいいと思いますが、アメリカでの色々な課題をみていると、やはり日本の今後の取り組みをどうしていったらいいのか課題がたくさん見えてきます。先ほど挙げた教育ネグレクトを始めとする外国人親による児童虐待ケース一つとっても、親を責めるのではなくて、日本の制度、政策における問題、それをどう改善していくのかを考えないといけない。そしてその人達が本当に必要としている支援を適切に提供できているのか見直さないといけない。そのうえで、児童相談所等で、バイリンガルソーシャルワーカーを置くことが可能なかどうか、その可能性を探っていくことが必要なのではないかと思います。

6. 児童相談所の多言語対応の現状 (PPT45~50)

もうひとつ、児童相談所における多言語対応の現状をみておきたいと思います。これまでお話ししてきたラティーノの現状は、実は私が平成 23 年度にこの児童相談所の調査を行う前に事前の研究として行ったものです。スクールソーシャルワーカーさん達は、先ほども申しましたように子どもさんのニーズに合わせて、色々な関係機関の人達と仕事をしていくこととなります。児童相談所と仕事をしていくことも多いでしょう。それで、

児童相談所がどういう状況にあるのかということ調べました。外国人の保護者による児童虐待には身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待などいろんなものがあり、その背景にある要因は日本人と同じだよという方（児童福祉司）もいました。それら日本人と共通する要因には貧困や、精神疾患、夫婦の不和などいろんなことが挙げられています。加えて、家庭内暴力も多い、社会的に孤立してしまっている家庭も多い、それから国をまたいで何度も移動しているうちに、親子間の愛着に課題ができてしまっている場合もある。外国人の家庭の場合情報が少なすぎて良くわからないというケースも多いと聞きました。

全国の児童相談所における多言語対応の状況は本当に様々です。進んだ取組をしている児童相談所では、そこで最も使用頻度が高いポルトガル語の通訳の人が常駐していて、その方が非常勤職員として働いている。そして他の部署へ通訳者の依頼をするときには、電話で何語の人をお願いしたいですと言えば応じてもらえる。それから児童相談所の通訳の人が、ケースワーカーの人と一緒に家庭訪問もしてくれるし、教育委員会と情報交換もする。児童虐待などで子どもが一時保護される時には色々な書類に署名して書き込まないといけないのですが、その一式が6か国語で準備されている。やはり自分の言葉で読めないとわからないですからね。ちゃんとそういうふうに6か国語で準備しているという児童相談所もありました。一方で、本当に対応ができていない児童相談所もありました。決まった通訳の委託先もなく、必要になればその都度、ボランティアも探さなくてはならないし、依頼の手続きが面倒ということが、通訳利用の制約になってしまっているところもあります。予算がないので、ボランティアを頼むのですが、ボランティアであるがゆえに、あまり無理が言えない。あるところでは、外国語対応が必要になった時に、パソコンの翻訳機能を使うこともあったそうです。それで児童相談所の方達は通訳を利用するときに「色々な難しさがあるんだ」ということを話されていました。まず時間がかかるから意志疎通が難しい、通訳の方が十分児童福祉制度を理解していない、中立性が保てない、などいろんな問題があるのだとおっしゃっていました。

希望や理想としては、やはりバイリンガルの福祉司さんがいるといいなとか、そこまでは望まないけれども通訳がほしいと言った時にすぐ来てくれるような体制が作れるといいなとか、外国語でのマニュアルとか、様式が整っているといいな、情報共有ができるといいなというようなことが言われていました。

7. 日本のスクールソーシャルワーカーにこれから求められること

今までお話したことの中から私が考えることというのは、やはり日本の「当たり前」を押し付けないということですね。例えば、教育に関して、日本ではこうしている、と言われても、その人は母国ではそういう教育制度ではなかったし、学校もそんな感じではなかったし理解できない、ということがあります。だとすると丁寧に伝えていかないといけないし、その親や子どもを批判するのではなく、どうやったら理解してもらえるのか、それを探りながらやっていくということが必要でしょう。それから日常会話ができるということ

と、読み書きができるということは別問題だということも認識していないといけない。親は学校で時々先生と口頭でやりとりをしていて、ちゃんと意思疎通ができているから、先生は、当然親が理解できていると思い、他の子に対するのと同じように、「おうちに手紙を持って帰って見てもらって必要なものを持ってきてね」と言っても、全然提出されないということも生じてしまうかもしれません。

文化や制度の違いも配慮しないとイケないし、外国人であるがゆえのストレスや苦悩、これは本当に当事者でなければ分からない部分が、たくさんあると思います。それから通訳、これも先ほどから言っているようにやはり基礎知識がある通訳に結び付けてあげるといことも重要でしょうし、「ここに行ったら、これができるからね」と伝えるだけではなくて、一緒に行って手続きをするということが必要だし、そして、できるだけ母国語での感情表出の機会をつくってあげる、これは本当に大切であろうと思っています。私自身もアメリカで生活していて、すごく英語で自分の感情表現をしていくということが難しいと思った経験もあるので、そこは本当にそう思いますね。

そういうことを意識しながら学習権の保障、社会資源へのアクセスを保障することが、スクールソーシャルワーカーには求められるのだらうと思っています。学習権の保障、社会資源へのアクセスの保障をするために、学校、家庭、地域の機関との懸け橋になり、権利擁護者として、社会資源を開発するとか、制度・社会資源の改善へ向けたソーシャルアクションをするということも、スクールソーシャルワーカーがしていけないことなのだらうなと思っています。ということで時間になりましたので、私からのお話はこれぐらいにさせていただきますと思います。ありがとうございました。

【質疑応答】

質問1：学芸大学の教員です。とても参考になりました。ありがとうございました。スクールソーシャルワーカーの仕事の内容についてももう少し詳しくお伺いしたいと思います。

学校の中で子どもを中心にアセスメントをして、彼らを支援するということだと思うのですが、お話の中にもその子どもの困難、問題行動とかの事象が生じる背景に家庭であったり、その家庭が社会において孤立していたりするところに要因があることが非常に高いというお話でした。スクールソーシャルワーカーのお立場では、家庭に対しての支援というのは、どのくらいまで踏み込まれるのかということと、地域にいらっしゃるソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーと連携しながらそのご家庭の支援、子どもの支援ということについて、対応していくこともあるのかどうかについて教えてください。

馬場先生：はいありがとうございます。

こういった色々な重層的な問題があるなかでスクールソーシャルワーカーが家庭にアプローチをしていくということは、勿論あるのですが、ただ自治体によってスクールソーシャルワーカーの配置の仕方が違うのですね。いわゆる派遣型を取っている自治体では、通

常スクールソーシャルワーカーは教育委員会にいて、必要に応じて学校に呼ばれて出向いていく形をとっています。配置型といって、(勤務日には)通常学校の中にスクールソーシャルワーカーさんが常駐していて、特定の生徒さんとその家族の方を(直接的に)支援するという形をとっている自治体もあります。一方、(派遣型の自治体の中には)もう少し引いた形で、直接的なご家庭への、あるいはお子さんへの介入はせずに、学校に対するコンサルテーションをやっているという自治体もあるのです。だから、必ずスクールソーシャルワーカーは、保護者の方と会って支援をします、とは言えないのですね、そういう形になっていない自治体もあります。でもご家庭にアプローチできる体制でスクールソーシャルワーカーが仕事をしている場合には、家庭訪問をして保護者の方と話をしたりすることもありますし、例えば学校がなかなか保護者の方と関係が取れていない場合などだと、特にスクールソーシャルワーカーがご家庭に行って保護者の方と話をして学校との仲介をするということもあれば、保護者の方が例えば精神疾患を患っておられる、でもどこにも何もかかっていないという場合にスクールソーシャルワーカーが保健所のワーカーさんとの間を取り持って、クリニックにつなげてあげることもあります。

よろしいでしょうか？それで。

質問者1: 具体的にはそれぞれの自治体によって対応が異なっているので一概には言えないけれど、連携できる可能性があるし、ご家庭にアクションできる可能性もあるということですね。

馬場先生: はいそうですね。

質問者2: 都立高校の講師をしています。アメリカの例をお聞かせいただいたのですが、伺った範囲では今の日本の問題と全部同じで特に進んでいるという印象がなく、ここを学びたいというところが見えてこなかったのですけれども、この分野で、このやり方からは学べるなどか、10年先、20年先が見えるという国や地域はどこなのでしょう？

馬場先生: うーん、て感じですよ。私もアメリカにいてアメリカの内情の難しさばかり見えてしまっているのですけれど、実際に日本より余程進んでいる部分というのがあります。例えば、地域によって違うのですけれど、アメリカのスクールソーシャルワーカーは配置形の場合も多くて、学校の中にスクールソーシャルワーカーが常駐していて移民の子どもさんが多い学校ですと、移民の子どもさんに対してグループワークを行っているところもありますね。言葉がわからないということだけじゃなく、やはり自己肯定感が下がってしまっている子が多いので、それをどういうふうに高めようかということです。一人の問題ではないので、10人ぐらい集めてグループワークをしています。それは英語が話せない子や移民ばかりではなくて、(アメリカ生まれのアメリカ育ちだけれどもマイノリティの)アフリカン・アメリカン(黒人)の子ども達にも言えることで、黒人の女の子たちを集めて「ガールズグループ」というものをつくって支援しているワーカーさんもいます。それからアメリカでは、ホームレスの子どもさんもいます。こうした子どもたちに対して

スクールソーシャルワーカーがどういうふう支援をするのかということも、かなり頑張って研究したり活動していたりしています。ですので色々な面で進んでいる部分もあります。

ただ、アメリカでも、おっしゃっていたように同じ様な課題があります。今回課題を挙げたのは、アメリカの例をみることによって、そういえば日本もそうだよ、日本の場合、どうやっていくんだらうということを考える良いきっかけになればなと思ったからです。

質問者3：NPO 法人のものです。

二つお伺いしたいのですが、一つ目はソーシャルワーカーの立ち位置というか、立場や所属によって、ケース会議を招集するとき、ここまでは声かけられるけれど、ここは声かけられない、というケースがあるのではないかとということがあるのかなと思っているのですけれど、権限はどこまでもっているのかということですか。

もう一つは私が知っている虐待のケースですと、殆どの場合には日本人の夫と外国人の母親というケースが大半です。そういう場合、夫は日本人なので日本語ができる。その中で、家庭の中での差別というところが凄く見て取れるんですけども、もしそういうケースがあった場合の解決策とかがあれば教えていただきたいと思います。

馬場先生：ありがとうございます。

立ち位置は本当に自治体によってまちまちです。例えば、最近は週4日勤務で社会保険も付いてという自治体も出てきました。ですが週2回勤務とか、週1回というところも多いです。ですので、どれくらいの権限をもっているかと言うと、スクールソーシャルワーカーの中では、「私達何も権限ないしね」と愚痴を言う場合もあります。でも、少なくとも教育委員会に所属しているので、ケース会議を開きたいと言った場合、派遣型で教育委員会のある教育センターにいる場合であれば、その担当の指導主事さんを通して、校長先生とのやり取りの中でケース会議が開けるようになるのが通常だと思います。配置型ですでに学校の中に居る場合であれば、学校の中で管理職の先生とのやり取りの中で、ケース会議をしましょうと言う話になり、教育委員会に対しては「しますね」と言う報告だけの場合もあります。なので、配置のされ方によって動き方も違うのですけれども、権限と言う意味で言うと、正直にいうとスクールソーシャルワーカーは権限をもっていない部分がすごく強く、その辺は教育委員会の方に色々考えてもらわないといけない側面があります。ただ、教育委員会の方がとても協力的な自治体であれば、教育委員会の指導主事さんあるいは学校の管理職の先生と協力して、どういう風にケース会議を進めていったら良いのか、どの範囲で外部の方をお呼びしてケース会議をすればより効果的なものになるのかということを考えてできる地域もあります。答えになりましたでしょうか。

それから、もう一つ、日本人の夫でという場合が多いということですが、それは夫からの妻に対する暴力も含めてということでしょうか。

質問者3：妻も子どもも。言葉による場合も、それから物理的なもの、あるいは性的なこと

も含めて、例えば、呼び寄せの子どものケースもあったり、実子も場合もあって、それは子どもも大人も含めて、それはネグレストという意味も。

馬場先生：ありがとうございます。おそらくそういう事が学校で何か発見された場合、なおかつスクールソーシャルワーカーが配置されている自治体であれば、スクールソーシャルワーカーを通じて支援機関につなげることも可能だろうとは思いますが、ただ、その事態が、例えば夫から妻に対する暴力、子どもに対する暴力というものがかなりの状態になっているのであれば、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）という事で、児童相談所なり、女性センターなりに通報して強制的立場の方に介入をしてもらうことが必要になってくることもあります。そういう機関に相談をする仲介役としてスクールソーシャルワーカーが入る場合もあるし、学校が直接親子と相談して紹介することはありますね。スクールソーシャルワーカーが支援をするにあたって、どのレベルを担うかという事はそれこそ本当にケース会議をしながら考えていけるならいいと思います。子どもさんが、一時保護されるとかではなく、家庭にいて見守りの状態なのであれば、週4日勤務していて、なおかつ配置型で入っているスクールソーシャルワーカーがいれば、児童相談所の方よりよっぽど子どもの様子も良く見られるし、家庭訪問もできる立場にあるはずで。子どもの様子を見ながらお母さんの話も聴いてというようなスクールソーシャルワークが出来ると思いますね。ただ、それも週1回しか配置されていないスクールソーシャルワーカーであると、なかなか機動力もない。その辺はまだ課題ですが、理想としては児童相談所とかそういう機関で担い切れない部分を丁寧に扱いながら仲介、連携していくという役割をスクールソーシャルワーカーが担うことになるのかなと思います。